

介護予防サービス重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	介護予防訪問看護ステーション あおぞら		
所在地	高知県南国市大桶甲406番地5 南国マンション202号		
事業者指定番号	介護予防訪問看護	第 3960490104 号	
管理者及び 連絡先	サービス種類	氏 名	連 絡 先
	介護予防訪問看護	津田 紗希	介護予防訪問看護ステーション あおぞら 088-802-6180
サービス提供地域	介護予防訪問看護	高知市 南国市 香南市 香美市 芸西村 安芸市 安田町 田野町 奈半利町 室戸市	

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

2. 事業所の職員体制

職 種		常勤換算
担 当 者	看護師 (正・准) (管理者含む)	2.5以上
	理学療法士等	必要数

3. 営業時間

サービス種類	平 日	
介護予防訪問看護	8:30～17:30	(但し土曜日は8:30～12:00まで)

※ 日曜・祝祭日・年末年始(12/29～1/3)はお休み致します。

4. サービスの内容

介護予防訪問看護

- (1) 病状の観察
- (2) 医療的処置の実施及び指導(吸引・酸素吸入・カテーテル管理・褥そう処置・内服管理等)
- (3) 看護・介護の技術の実施と相談・指導(洗髪・清拭・入浴・排泄・体位保持等)
- (4) 栄養・食事療法に関する相談・指導
- (5) リハビリテーションの実施と相談・指導
- (6) 介護用品の紹介や工夫の仕方の実践指導
- (7) 生活環境の調整と実施
- (8) かかりつけの医師への連絡調整及び報告
- (9) 行政機関やサービス、他施設利用などに関する情報提供や調整
- (10) その他、医師の指示による処置と介護に関する相談

5. サービス利用料及び利用者負担

- (1) 介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、原則として負担割合

証に基づき徴収するものとします。介護保険給付の範囲を超えたサービス利用料は全額自己負担となります。

利用料金は別紙（別表-1）となっております。

(2) 支払い方法

利用者負担金は、下記のいずれかの方法でお支払いください。

ア 口座引き落とし 翌月 25 日に引き落としさせていただきます。	
イ 銀行振込 高知銀行 赤岡支店 (017) 普通預金 0278677	
訪問看護ステーション	あおぞら

※ 居宅サービス計画を作成しないときなど、市町村から直接利用料が支払われない場合は、一旦利用料（10 割）をいただき、サービス提供証明書を発行します。

サービス提供証明書を後日各市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

6. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用をキャンセルする場合は、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：介護予防訪問看護ステーション あおぞら 088-802-6180

- (2) 利用者の都合でサービスの利用をキャンセルする場合は、できるだけサービス利用時間の 24 時間前までにご連絡ください。24 時間以内のキャンセルは、次のキャンセル料をいただくことになりますので、ご了承ください。

ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

【キャンセル料】

時 期	料 金
ご利用の 24 時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の当日までにご連絡が無かった場合	交通費 実費

7. 事故発生時

- (1) 事業者は、サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- (2) 事業者は、サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行う。
- (3) 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産等に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

8. 当事業所の運営方針

- (1) 介護予防訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
- (2) 介護予防訪問看護対象者（利用者）に対しかかりつけの医師（主治医）の指示に基づいて当事業所から看護師などを派遣して訪問サービスを行う。
- (3) 事業の運営上必要な事項については、運営会議で適宜協議する。

9. 次の公的機関において、苦情の申立てができます。

市町村介護保険相談窓口	所在地	各市町村役場
	電話番号	代表番号へお問い合わせください
	FAX番号	
高知県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地	高知市丸ノ内2-6-5
	電話番号	088-820-8410・8411
	FAX番号	088-820-8413

10. 第三者評価の実施状況

当事業所は、第三者評価は受審しておりません。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

介護予防サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者所在地 高知県南国市大塚甲 406 番地 5

南国マンション 202 号

事業者名 介護予防訪問看護ステーション あおぞら

説明者 印

介護予防サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印

(利用者との続柄)